院 内 掲 示

おおやま病院(医療保険適応)

1、入院基本料等に関する事項

当病院は、健康保険法の規定に基づく基準を実施している保険医療機関です。

当病棟は、健康保険法の規定に基づく[療養病棟入院料1]の届出が受理されており、また入院料減算は、免除されています。

当病棟では、1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)及び1日に8人以上の看護補助職員が勤務しています。

なお時間帯毎の配置は次のとおりです。

・朝8時30分～夕方17時15分まで、看護職員及び看護補助職員各々の1人当り受け持ち数は、8人以内です。

・夕方5時～朝9時まで、看護職員及び看護補助職員各々の1人当り受け持ち数は、48人以内です。

当病院は、[療養病棟療養環境加算1]の届出を受理されています。

2、入院時食事療養(1)及び入院時生活療養(1)に関する事項

当病院は、[入院時食事療養/生活療養(1)]の届出が受理されています。

当病院は、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)適温で提供しています。

3、寝具に関する事項

敷布、掛布等の寝具は、週1回(木曜日もしくは金曜日)に交換しています。

尚、敷布・掛布等は、汚れた場合は、曜日に関係なく交換致します。

4、領収書発行に関する事項

当院では、医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる領収書の交付を行っています。

5、施設基準届出等に関する事項

[運動器リハビリテーション料(Ⅱ)及び脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)]

専任の常勤医師及び専従する常勤理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士が
医師の作成したリハビリテーション実施計画に基づき訓練を行っています。

[がん治療連携指導料]

当院では、基幹病院等にてがん治療で受診された患者様を受診した基幹病院と連携して
診療計画にそった診療を行う医療機関として届出を受理されています。

[がん性疼痛緩和指導管理料]

当院では、緩和ケアの経験を有しまた緩和ケアの指導に係る研修を終了している医師による
がん性疼痛緩和指導の届出が受理されています。

[CT撮影及びMRI撮影]

当院では、16列マルチスライスCTで撮影を行っています。

[検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料]

当院では、同意される患者様に対して基幹病院等とネットワークを通じて診療情報等の
閲覧・送受信を行う医療機関として届出が受理されています。

[地域連携診療計画加算]

当院では、基幹病院等との連携体制を整備した医療機関として届出が受理されています。

[検体検査管理加算(Ⅰ)]

当院では、指定された緊急検査を常時実施できる体制を整備した医療機関として届出が受理されています。

[データ提出加算1及び3、診療録管理体制加算3]

当院では、診療録の管理体制を届出しまた入院データを提出する医療機関として届出が受理されています。

[感染対策向上加算3及び連携強化加算]

当院では、感染対策向上加算1と連携をする医療機関として届出が受理されています。

[医療情報取得加算]

当院では、オンライン資格確認の体制を有しており受診歴、薬剤・特定健診情報等必要な診療情報の取得活用を行っています。

[情報通信機器を用いた診療]

当院では、厚生労働省指定の研修を終了した医師による情報通信機器を用いた診療に係る基準を満たしております。

[酸素の購入単価]

当院では、酸素の購入単価を報告し受理番号が付与されています。受理番号は、待合室に掲示しています。

[持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算]

当院では、CPAP療法の定期的なモニタリングを行っている医療機関として届出が受理されています。

[外来・在宅及び入院ベースアップ評価料]

当院では、外来・入院とも職員の処遇改善のためベースアップ評価料の届出が受理されています。

[身体的拘束最小化推進体制加算]

当院では、身体的拘束最小化推進体制をとっており、その届出が受理されています。

[在宅復帰機能強化加算]

当院では、在宅関連への退院に向けた取組を強化しており、その届出が受理されています。

6、保険外負担に関する事項（別紙）

当院では、別紙の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

北病棟（医療療養病棟）

厚生労働省の告示により令和8年6月から食費・居住費及び光熱水費は以下の通りとなります。

令和8年6月

●入院時食事療養

（1食につき）

入院時食事療養（Ⅰ）	（1）（2）以外の食事療養を行う場合	730円
	（2） 流動食のみを提供する場合	665円

〈 標準負担額 〉

（1食につき）

70歳未満所得区分	70歳以上所得区分	
上位（ 区分 ア、イ ）	現役並みⅢ、Ⅱ、Ⅰ	550円
一般（ 区分 ウ、エ ）	一般	（指定難病の方）330円
低所得（ 区分 オ ）	低所得者 Ⅱ	270円 （入院90日超え）220円
	低所得者 Ⅰ	130円

●入院時生活療養

（1食につき）

入院時生活療養（Ⅰ） 食事の提供たる療養	イ 口以外の食事の提供たる療養を行う場合	644円
	口 流動食のみを提供する場合	590円

〈 標準負担額 〉

70歳以上所得区分		食費（1食につき）	居住費（1日につき）
現役並みⅢ、Ⅱ、Ⅰ、一般	生活療養Ⅰ	550円	430円 （指定難病の方）0円
	指定難病の方	330円	
低所得者Ⅱ		270円	
	入院90日超え	220円	
低所得者Ⅰ		160円	
	指定難病の方	130円	
	老齢福祉年金受給者、境界層該当者	130円	

●水光熱費

標準負担額

（1日につき）

一般の方	458円
指定難病の方、老齢福祉年金受給者、境界層該当者	0円

保険外負担金料金表

番号	内容	単位	金額（税込）
1	証明書等の文書料（証明書等の内容は、受付に掲示しています。）	1枚	1,650～11,000 円
2	教養娯楽費	1日	97 円
3	退院時おねまき	1回	2,420 円
4	病衣・肌着・日用品（業者との契約になります）	－	－
5	おむつ（業者との契約になります）	－	－
6	美容代 （業者との契約になります）	－	－

備 考 1、教養娯楽費とは、花見・七夕・クリスマス・飾り物作り・カラオケ大会・スポーツ・ゲーム大会・民謡鑑賞及び趣味活動等の行事に要する材料費の実費負担分です。

2、介護保険適用者は、おむつ等の負担はありません。

3、清算は、月末締めで、お支払いは、翌月15日頃からその月の末日までにお願い致します。

文　書　料

1．各種証明書		1,650
1．一般診断書		2,200
1．各種免許申請時診断書		3,300
1．死亡診断書		5,500
1．死体検案書	（検案料は別）	11,000
1．生命保険の死亡診断書	簡単なもの	5,500
	詳細なもの	11,000
1．生命保険の調査書	簡単なもの	5,500
	詳細なもの	11,000
1．身体障害者用診断書（申請用）	簡単なもの	5,500
	詳細なもの	11,000
1．裁判用診断書		11,000
1．検察庁・警察等の診断書		11,000
1．恩給・厚生年金・国民年金	簡単なもの	5,500
1．福祉年金等の障害認定診断書	詳細なもの	11,000
1．自動車損害賠償保険関係診断書	簡単なもの	55,000
	詳細なもの	11,000
1．障害診断書又は疾病保険等の入院証明書	簡単なもの	3,300
	詳細なもの	5,500

◎診察料・検査料は別に申し受けます。

令和1年10月1日

院　長

平成３０年４月

おおやま病院

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成２２年４月１日より領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成２２年４月１日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

患 者 相 談 窓 口　　医療法人社団東方会

事 業 所 名	おおやま病院・おおやま病院介護医療院
医療・介護サービスの種類	外来診療・訪問系診療・療養病棟入院料(北病棟)・介護医療院(南療養棟)

1 対応内容

主　　旨	診療内容、療養内容、虐待行為などの相談・苦情
受付の場所	外来受付
相談の場所	1階 相談室
対 応 者	看 護 総 師 長
受 付 時 間	外来診療日 9時～12時、14時～17時
電 話 番 号	076-483-3311
担 当 者	医療安全管理委員会構成員

2 相談・苦情者と円滑迅速に内容の処理を行うための体制・手続き

◎ 内部処理

相談窓口 ⇒ 内容確認 ⇒ 調査検討 ⇒ 関係者協議 ⇒ 方針決定

↓

必要により運営委員会で協議 ⇒ 方針決定

◎ 相談者等への対応

方針の通知または説明　承　諾 ⇒ 対応方針により措置

不承諾 ⇒ 関係機関との協議のうえ措置

3 相談・苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

相談窓口 ⇒ 内容調査検討 ⇒ 事業者と再協議 ┌ 承　認 ⇒ 計画変更等
└ 不承認 ⇒ 行政機関と協議

↓

必要により運営委員会で協議 ⇒ 方針決定

4 行政機関

富山市保健所	地域健康課	076-428-1155
富山市福祉保健部	介護保険課	076-443-2041
富山県国民健康保険団体連合会		076-431-9833

5 相談について

秘密は、厳守いたしますので、安心してご相談ください。また、相談されることにより患者様が不利益を受けることはございません。相談は、無料です。

また、ご意見等は、1階公衆電話BOXに用紙と投書箱を設置しております。